

令和8年度津南町会計年度任用職員任用登録受付要綱

会計年度任用職員とは、任期の定めのある非常勤の地方公務員です。

令和8年度に会計年度任用職員として町で就労を希望されるかたは、事前に登録が必要です。任用登録を希望されるかたは、お申し込みください。

1 任用の概要

- ・ 登録申込みをすると、任用登録者名簿に登録されます。町が任用を必要とする場合に選考を行います。
- ・ この登録の有効期限は、令和9年3月31日までとなります。
- ・ 名簿に登録されたすべてのかたが任用されるものではなく、選考により役場から連絡がいかない場合もあります。
- ・ 業務内容により、別途個別で募集を行うこともあります。

2 職種・報酬

- (1) 事務職（一般事務、介護支援専門員等） 月額177,580円～
- (2) 保育職（保育士（要資格）、保育助手） 月額181,935円～
- (3) 技能労務職（調理員、用務員、看護助手等） 月額179,709円～
- (4) 学校技術職（栄養士（要資格）、支援員（特別支援を要する児童の補助）、複式対応講師、学習支援員等） 月額197,806円～
- (5) 自動車運転員 月額201,290円～
- (6) 看護師 月額246,967円～

※ 各報酬額は1日7.5時間×週5日勤務の場合です。勤務時間・勤務日数により報酬額は変わります。

3 登録申込資格

- (1) 高校卒業程度の学力を有するかた
- (2) 有資格職においては、その資格を有するかた
- (3) どの職種とも次のいずれかに該当するかたは受験できません。
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでのかた
 - ・ 津南町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入したかた

4 登録手続き

- (1) 受付期間 令和7年12月20日（金）から令和8年1月16日（金）まで

※ 令和8年度を通じ、隨時、申込書提出者を任用登録簿に登録し、各業務で任用が必要となった場合に登録者の中から選考を行います。

※ そのため、受付期間後も申込書を受け付けますが、令和8年4月からの勤務に係る選考は、原則、受付期間内に提出いただいたかたの中から行います。

(2) 提出書類

- ・ 津南町会計年度任用職員任用登録希望申込書（写真貼付）
- ・ 有資格職に応募する場合は、その資格証明書または免許証の写し

※ 申込書は総務課窓口で配布、町ホームページからダウンロード、郵送請求の場合は切手を貼った返信封筒を同封の上総務課へ。

(3) 提出先 津南町役場 総務課 総務班（〒949-8292 津南町大字下船渡戊 585番地）

(4) 提出方法 持参または郵送

※ 持参の場合：土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付

※ 郵送の場合：封筒の表面に「津南町会計年度任用職員登録申込書と朱書き

(5) その他

- ・ 提出された書類は、任用の有無、理由を問わず返却いたしません。
- ・ 郵便事故等による未達については、責任を負いません。

5 勤務条件

(1) 任用期間 1会計年度（4月1日から翌年3月31日）の範囲内

(2) 勤務場所 町役場庁舎、保育所等の各出先機関、町内各小中学校、津南病院 など

(3) 勤務時間

- ・ 原則、午前8時30分から午後5時までとなりますが、申込書の希望をもとに相談、調整します。
- ・ 業務により交代制勤務などの変則勤務となる場合があります。

(4) 休日・休暇等

- ・ 休日は原則、土曜・日曜・祝日・年末年始休業（12月29日～1月3日）ですが、交代制勤務の場合、休日が異なることがあります。
- ・ 任用期間及び週当たりの勤務日数に応じて年次有給休暇、特別休暇などが付与されます。

(5) 手当

- ・ 町の規定に基づき、支給条件を満たした場合、期末勤勉手当、通勤費用等が支給されます。

(6) 社会保険等

- ・ 勤務時間等の一定の条件を満たす場合は社会保険（共済組合）、雇用保険の適用となります。

6 お問い合わせ

不明な点は、津南町役場総務課総務班（電話 025-765-3112 内線 222）までお問い合わせください。